

請負基本契約約款

第1条 発注者（以下「甲」という）は、以下の約定により、shoulder five（以下「乙」という）へ搬入・搬出・荷揚・荷降・移動・その他の軽作業を乙に請け負わせることができ、乙は、その注文に応じて、これを請け負うものとする。

第2条 甲が発注する請負工事の内容ならびに請負代金に関しては、その都度、甲乙が協議して決定するものとし、甲は、乙所定の注文書に基づき発注するものとする。尚、注文書に特別の定めのない事項は、すべてこの請負基本契約約款に定めるところによるものとする。

第3条 甲は、搬出入作業を乙に請け負わせる場合には、その物品の種類、名称及び数量を予め書面にて乙に通知しなければならない。乙は、これを乙の従業員に周知させ、不注意による事故を防止することに努めなければならない。

第4条 請負代金の支払い方法は、原則として乙所定の得意先登録用紙に定めるものとし、支払いは現金又は銀行振込により行うものとする。

第5条 甲が発注する個別的請負作業が、危険を伴い、或いは従業員の手配ができないなどの正当な理由がある場合は、乙は受注を拒絶することができ、また、受注後であっても、甲の指定する具体的作業内容が注文と著しく異なる場合は、乙は作業を拒絶できるものとする。

第6条 本約定に基づく請負について、乙は、甲の承諾がある場合は第三者に下請けさせることができるものとする。

第7条 請負作業について、甲から乙に支給・貸与される工事器具・支給材料について、乙は善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

第8条 甲は、乙の従業員に対して、その理由の如何を問わず、自動車を運転させ、或いは無資格に作業機械を操作させてはならない。甲がこの約定に違反したために乙の従業員が事故を発生させても、甲乙間においては、乙は何ら責任を負担しないものとし、甲が一切その責任を負担するものとする。

第9条 請負作業中に、乙の従業員が第三者に損害を発生させたときは、甲及び乙は、双方誠意をもって協議し、それぞれがその過失割合に応じた責任を負うものとする。この場合乙は、乙の加入する損害保険の手続によって賠償し、それを上回る損害についてはその他の方法により賠償する。

第10条 甲は、乙の承諾を得ずして乙の従業員に対し雇用及びその勧誘をしてはならない。

第11条 乙は、乙の従業員の業務上の災害補償に関する労災保険に加入するものとする。但し甲は、労働基準法87条に基づく元請負人として労災補償義務が発生することを予め承諾する。

第12条 甲乙の担当者は、互いに従業員が安全に作業できるよう、事故発生の防止に努めなければならない。

第13条 乙の従業員に労災事故が発生した場合は、甲乙は、協力してその解決にあたらなければならない。

第14条 甲乙間で、個別的下請契約が締結された後、甲の都合によりその個別的下請契約をキャンセルする場合、甲は乙が別に定めるキャンセル料を支払うものとする。

第15条 甲が、次の各号の何れかに該当するに至った場合は、乙は何らの通知催告を要しないで本契約を解除できるものとする。

1. 乙に対する債務を所定の支払期日に支払わなかったとき。
2. 甲の振出、保証または裏書した手形もしくは小切手が不渡りとなり、或いは甲が支払いを停止したとき。
3. 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分による差押を受け、または破産、民事再生手続き、会社更生、会社整理手続き等の申し立てを受け、もしくは自らこれを申し立てしたとき。
4. その他、本契約に違反したとき。

第16条 前条の場合には、甲は、当然期限の利益を失い、そのとき迄に乙に対して負担する請負代金等の全債務を直ちに支払わなければならない。もし直ちに支払わない場合は、甲はその債務残額に対して年14%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第17条 甲乙は、互いに請負工事によって知り得た相手方の業務上または技術上の情報を、相手方の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩等してはならない。

第18条 甲乙は、互いに業務の遂行にあたり受領した個人情報、本件業務の遂行の為のみに使用し、それ以外の目的による使用、加工、利用、複写もしくは複製、第三者への開示、漏洩を行ってはならない。

第19条 甲乙は、次の各号の何れにも該当しないことを表明、保証する。甲乙が次の各号の何れかに該当すると認められる場合には、何ら通知催告を要しないで、本契約を解除することができるものとする。

1. 自己及び自己の役員等（取締役、執行役、監査役、主要な出資者、実質的な経営者、個別契約を締

結する支社・事務所の代表者又はこれらに準ずる者をいう)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はその構成員であること。

2. 自己又は第三者を利用して、(ア)暴力的な要求行為、(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為、(ウ)

取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、(エ)風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損又は業務妨害する行為、(オ)その他これらに準ずる行為を行うこと。

3. 暴力団員等を利用していると認められる関係、暴力団員等に対して資金提供、便宜供与するなどの

関与をしていると認められる関係、又は役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第20条 甲乙は、互いに相手方への通知により本契約の解除を妨げないものとする。

第21条 本契約に定めなき事項については甲乙双方誠意をもって協議する。

第22条 本契約に関する紛争は、乙の本店所在地を管轄する管轄裁判所とする。

制定・改訂日：2024.07.29

文書番号：管理-001

版番号：01